

与謝野町社会福祉協議会 居宅介護事業等運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する「社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）は、地域の障害のある方の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 3 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由のある方で常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 障害福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申し込みに真摯に対応するものとし、人員体制から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申し込みに応じるものとする。
- 5 事業の提供に当たっては、関係市町が行う斡旋、調整及び要請並びに京都府が行う市町相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会 介護事業所
所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩滝2272番地1（岩滝ふれあいセンター）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

また、居宅介護計画の実施状況を把握し、必要に応じ、当該計画の変更を行う。

(3) 訪問介護員 常勤3名以上、非常勤6名以上

訪問介護員は、管理者の指揮管理の下で居宅介護事業計画に基づき事業の提供にあたる。

2 職員の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 時間は、8時から18時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

また、利用者又はその家族の要望により、上記の営業日・営業時間外でもサービスの提供を行う。

(居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ 通院等の介助(身体介護を伴う)

⑦ その他必要な身体介護

(2) 家事援助に関する内容

- ① 調理、
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 通院等の介助（身体介護を伴わない）
- ⑥ その他必要な家事

(3) 重度訪問介護に関する内容

- ① 入浴、排泄、食事等の介護
- ② 外出時における移動中の介護
- ③ その他生活全般にわたる援助

- 2 サービス提供は、利用者及びその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明した居宅介護計画に基づいて行うものとする。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。
- 5 サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。
- 6 訪問介護員は、その同居の家族である利用者に対しては、サービスの提供を行えないものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第7条 事業を提供した際には、利用者から町長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費の原則1割）の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業を提供した際には、利用者から、介護給付費等（厚生労働大臣が定める基準に算定された介護給付費及び特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。
 - 3 正当な理由がなく訪問介護サービスを利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料500円を徴収する。
 - 4 利用料等の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び利用料等について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 5 前各号の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、与謝野町(旧岩滝町)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき関係市町及び利用者の家族等に連絡を行う。

- 2 利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うものとし、主治医への連絡等が困難な場合には、病院等医療機関への緊急搬送措置等を講じるものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第10条 事業所において事業を提供する主たる対象の障害種類は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 障害児
- ④ 難病等対象者

(2) 重度訪問介護

- ① 身体障害者
- ② 身体障害児
- ③ 難病等対象者

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（web 会議等を活用して行うことができるものとする。）を年1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、感染拡大しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及び感染拡大防止のための対策を検討する委員会（web

会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び感染拡大防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び感染拡大防止のための研修及び訓練を年に1回以上実施する。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(web会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、平常時及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第16条 職員に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを服務規則により厳しく義務付け、違反した場合は、処分を行うものとする。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(ハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第18条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、障害者総合支援法第48条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に協力するものとする。

(利用者負担額等の管理)

第19条 利用者が同一の月に複数の指定障害福祉サービスを利用する場合、利用者又はその家族の依頼を受けて、利用者負担額の算定、管理、調整を行う。

(手続き規定の遵守)

第20条 事業の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害福祉サービス受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

2 市町村から事業の介護給付の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費を通知するものとする。

3 利用者が偽り、その他不正な行為によって障害福祉サービスの支給を受け、又は受けよ

うとしたときは、直ちに市町村に通知するものとする。

- 4 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会が別に定める。

附 則

- この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- この規程は、平成22年9月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月23日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- この規程は、平成29年9月28日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年12月18日から施行する。
- この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- この規程は、令和2年11月10日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年2月1日から施行する。